

薬剤師の訪問に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導・在宅患者訪問薬剤管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が_____様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	鶴丸薬局（長崎県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所の所在地	長崎県長崎市鶴見台1-10-1
指定番号	長崎県指定4270102363号
代表者名	丸木 寿郎
電話番号	095-878-6607

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態や要支援状態または通院・来局が困難であり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、鶴丸薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導・在宅患者訪問薬剤管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	3名	・常勤者(名) 勤務時間—9:00~18:00
事務員	4名	・常勤者(名) 勤務時間—9:00~18:00

5. 担当薬剤師について

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業所は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月30日~1月3日)を除きます。
- ② 営業時間 月曜日から金曜日の9:00~18:00、土曜日の9:00~12:30まで。

7. 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ③ 要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

時間外連絡先：090-6897-4768

8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

単一建物 診療患者数	介護保険でのご利用 (居宅療養管理指導料)	医療保険でのご利用 (在宅患者訪問薬剤管理指導料)
1人	518単位 (1割負担の場合518円)	650点 (1割負担の場合650円)
2~9人	379単位 (1割負担の場合379円)	320点 (1割負担の場合320円)
10人以上	342単位 (1割負担の場合342円)	290点 (1割負担の場合290円)

その他規定により、以下の通り定められています。(金額は1割負担の場合で表示しています)

- ①算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回まで。
ただし、ガン末期患者、中心静脈栄養使用患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回まで。
- ②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合1回につき100円
医療用麻薬持続注射療法加算1回につき250円
在宅中心静脈栄養法加算1回につき150円
- ③介護の場合、中山間地域等加算(旧伊王島町、旧野母崎町、旧三和町)
1回につき①の5%加算
- ④臨時(緊急)訪問時料金(月4回まで、ガン末期患者・中心静脈栄養使用患者の場合は月に8回まで)
 - a.計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合500円
(ガン末期患者、麻薬注射投与患者の場合、夜間訪問加算400円休日加算600円深夜加算1000円)
 - b.上記(a)以外の場合は200円

注1) その他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

※デイサービス利用中の配達是有料(500円)とさせていただきます。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

① 連絡先：095-878-6607

② 当者名：丸木 寿郎